

静岡県告示第466号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東修善寺線	伊東市鎌田字田平1295番の11から	前	12.8~30.4	332.6
		伊東市鎌田字田平1295番の17まで	後	12.8~32.6	332.6

=====

静岡県告示第467号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	船原西浦高原線	伊豆市修善寺字奥山	前	77.3~81.3	21.0
		4267番の13地内	後	79.0~86.7	21.0